

自然災害時における対応について

■自然災害時対応

(震度5弱以上の地震、または二次災害による避難指示が出た場合)

警報発令中は全営業を一時中断します

しかし、いつ来るのかわからないのが自然災害です。
お客様がバスやハイヤーに乗車している時かもしれません。
災害時落ち着いた行動を取れるよう対応マニュアルを作成しました

営業中に大地震が発生したとき

1▶ 安全に停車、緊急自動車専用路からの移動

- ・ウィンカーを点灯し、ハンドルをとられないようにしっかりコントロールしながら落ち着いて停車
- ・停車後はハザードランプを点灯
- ・お客様に説明

①大きい揺れを感じたため停車した旨

②状況確認のためしばらく待機する旨

【一般道路の場合】

- ・停車は道路の左側で道路中央部は空ける
- ・緊急自動車専用路を通行中のときは、速やかにその他の道路または駐車場や空き地等に移動

【高速道路の場合】

- ・停車は左側路肩
- ・渋滞等で左側に寄せられない場合は右側に停車し道路中央部は空ける
- ・交通情報板や警察官等の誘導に従い、付近の出口から降りる

自然災害時における対応について

2 待機、情報収集

- ・ ラジオ等の公共機関から災害情報、交通情報等を収集し状況を把握して行動を判断
- ・ 現場で警察官やバトロール車等の指示・誘導があれば従って行動する

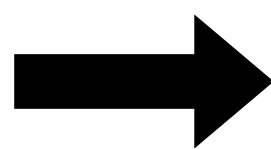
3 会社との連絡

乗務員→会社	会社→乗務員
<p>連絡事項</p> <ul style="list-style-type: none">・ 安全を確保した後にお客様と乗務員自身を身の安全を会社に報告・ その後、停車中または走行中に目撃した周囲の建物倒壊口火災発生口道路損壊等の状況を伝達 <p>会社への伝達方法</p> <ul style="list-style-type: none">・ 無線・ 公衆電話・ 携帯電話	<p>連絡事項</p> <ul style="list-style-type: none">・ 各車両の運行状況と安全を確認後、適宜 伝達し、適切な運行管理を行う <p>会社への伝達方法</p> <ul style="list-style-type: none">・ 無線・ 携帯電話

運行が可能な場合

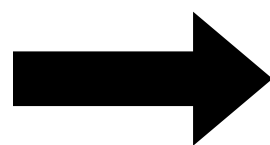
運行が可能な場合は、ラジオ、無線等により常時交通情報等を得ながら公共交通機関として交通規制の区域外で運行を継続

お客様への説明



「安全第一で運行を行うこと」を説明する

区域外営業、勤務時間の超過
についての事案報告



会社指示により、事案が発生した場合は、終業点呼において運行状況等を会社に報告

やむを得ず車両から避難するとき

避難する場合

- ・火の手が目前に迫っていたり、道路が破損しているなど運行が不可能となり車内に留まることが危険な状態となった場合は車を置いて避難

お客様へ説明

- ・実車中の場合はお客様に現在の状況と安全のためのやむを得ない措置であることを丁寧に説明

車の措置

- ・駐車場や空き地等(道路外)があればそこに移動して駐車 ①窓を開めて(火災引き込み防止のため)②エンジンキーをはずし③ドアをロックする
- ・道路外の駐車が困難な場合は道路の左側に寄せて駐車 この場合は①窓は閉めるが②キーはつけたままで③ドアはロックしない
- ・会社が特に定める措置()

持ち出し品

- ・①車検証、保険証 ②乗務員証
- ・③現金・チケット ④ETCカード
- ・会社が特に定めるもの()

避難場所を事前に把握する

災害により避難場所が違います。

指定緊急避難場所・指定避難場所を各自確認してください

指定緊急避難場所

津波、洪水等による危険が切迫した状況において、住民等が緊急に避難する際の避難先として位置付けるものであり、住民等の生命の安全の確保を目的とするものです。

指定避難所

災害の危険性があり避難した住民等を災害の危険性がなくなるまで必要な期間滞在させ、または災害により家に戻れなくなった住民等を一時的に滞在させることを目的とした施設です。

営業中に警報が発令されたとき

お客様が乗車している場合

沿岸部また津波予想到達地点付近を走行中の場合は、ただちに高台または避難場所へ避難してください。走行が難しい場合は車から降り高台へ移動・誘導してください。

※お客様が下車を希望した場合は、津波警報を再度お伝えした上で降りていただいても構いません。

お客様が乗車していない場合

待機場所が事務所から近い場所であれば、車を自車に乗り換えて避難していただいても構いませんが到達まで時間がない場合はまずは身の安全を最優先として行動してください。

事務所にいる場合

営業を一時中断し避難してください。その際①ストーブ等は必ず消す②ブレーカーを「切」にする③施錠してから避難するようにしてください。(二次災害を防ぐためです)

基本的には警報から注意報へ変わるまでは営業を中断としますが、状況により運行せざるを得ない場合はあるかもしれません。

上司の判断に従ってください。

訪問介護中の場合

災害の種類によって異なる避難手順を把握しておいてください。例えば、地震が発生した場合には揺れが収まるまで身を低くし、その後は利用者を安全な場所に誘導することが基本となります。

警報が発令された場合は、避難する必要があるため、冷静かつ明確な言葉で状況を説明することが大切です。「警報がでているため、今すぐ避難する必要があります」と具体的に伝えることで、利用者は何をすべきか理解しやすくなります。利用者の特性に応じて、日ごろから車いすや歩行器の使用を考慮したルート確認をお願いします。